

よくあるご質問

Q 選定療養費とは何ですか。

A 「医療機関の機能分担」の推進を図るため、紹介状を持たず特定機能病院・地域医療支援病院（一般病床200床以上）・紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上）を受診した際には、医療費とは別の費用（選定療養費）が生じるという厚生労働省が定めた制度です。当院は「200床以上の地域医療病院および紹介受診重点医療機関」に該当しますので、初診の方や他医療機関へ紹介した方が、紹介状を持たず受診した際には、選定療養費をご負担いただきます。

Q 医療扶助の受給者について詳しく教えてください。

A 医療扶助の受給者とは、難病法による特定医療、小児慢性特定医療、自立支援医療、特定疾患治療研究事業、肝炎治療特別促進事業、生活保護法の医療扶助等の国の制度、法律で定められた医療費の助成制度を受けている方です。
また、障害者医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療等の地方公共団体が定めた医療費の助成制度を受けている方も該当します。

Q 救急車で搬送された場合も費用が発生しますか。

A 来院方法を問わず救急車で搬送された場合でも、診察の結果、点滴や処置等がなく帰宅となった場合には時間外選定療養の対象となります。

※以下の場合、徴収対象となりません。

- ・ 受診後に入院となった場合
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故
- ・ 緊急で他医療機関より紹介状を持参された場合
- ・ 医療扶助の受給者
- ・ 当院で診療中の疾患の症状増悪により時間外受診の必要があった場合
- ・ 当院の医師より急病センター受診を指示された場合
- ・ 急病センター担当医師が、緊急性があると判断した場合
- ・ 中学生以下（当面の間）
- ・ その他病院が判断した場合 など